

岡山労働局発表
令和4年10月27日

岡山労働局 労働基準部 健康安全課
担当 健康安全課長 犬塚浩司
産業安全専門官 田淵英二
Tel 086-225-2013(直通)

新たな化学物質規制オンライン説明会 を11月から月2回開催 ～令和5年4月から化学物質規制が大きく変わります～

- 岡山労働局は、岡山産業保健総合支援センター、岡山県労働基準協会と共催で「新たな化学物質規制オンライン説明会」を開催します。
(別添チラシ参照)
- 今般、化学物質規制に係る労働安全衛生法政省令の改正がなされ、令和5年4月、令和6年4月から順次施行されます。改正の主な内容は次のとおりです。
 - ・ リスクアセスメント対象物質が現行 674 物質から、国の GHS 分類により危険性・有害性が確認された全ての物質約 2,900 物質に大幅に拡大されます。
 - ・ リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される程度を最小限度とする、又は、国が定めた濃度基準以下とすることが義務付けられます。
 - ・ リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業場は「化学物質管理者」の選任が、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場は「保護具着用管理責任者」の選任がそれぞれ義務付けされます。その他にも、多項目の見直しとなっており、製造業や建設業をはじめとする多くの事業者に影響するものです。
- この説明会では、岡山労働局担当者から法令改正のポイントのほか、現在リスクアセスメント対象外の事業場向けに、リスクアセスメントの実施方法についても説明します。

- 1 開会挨拶 (岡山労働局労働基準部健康安全課長)
- 2 新たな化学物質規制について
(岡山労働局労働基準部健康安全課 担当官)
- 3 化学物質のリスクアセスメントについて
岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員
労働安全・衛生コンサルタント 横溝浩 氏

取材について

各開催日に岡山市北区桑田町15-28 岡山県労働基準協会1階会議室において収録と取材対応を行います。
取材いただく場合は、当日の手配のため、前日までに岡山労働局健康安全課 堀内までお申し出ください。